

裁 決 書

審查請求人

処分庁

横浜市福祉保健センター長

令和3年●月●日付けで●●●●●●（以下「請求人」という。）から提起された審査請求（令和3年度（審）第●●号）について、次のとおり裁決する。

1 主文

横浜市福祉保健センター長が請求人に対して行った令和3年9月21日付け保護変更申請却下処分を取り消す。

2 事案の概要

審理員意見書別紙 1「2 事案の概要」に記載のとおり。

3 審理関係人の主張の要旨

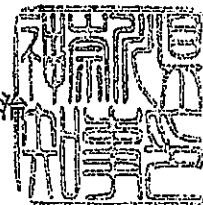
審理員意見書別紙1「3 審理関係人の主張の要旨」に記載のとおり。

4 理由

審理員意見書別紙1「4 理由」に記載のとおり。

令和4年8月24日

神奈川県知事 黒岩 祐滄



審理員意見書

令和4年8月17日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県審理員 那 須 泰 宏

神奈川県審理員 小 林 文 子



行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 42 条第 2 項の規定に基づき、審査請求人
[redacted] が令和 3 年 [redacted] 月 [redacted] 日付けで提起した処分庁 横浜市 [redacted] 福祉保健センター
長による生活保護変更申請却下処分についての審査請求（令和 3 年度（審）第 [redacted] 号）の
裁決に関する意見を別紙のとおり提出する。

別紙 1 において、個人名等を次のとおり呼称する。

- 1 審査請求人 [redacted] を「請求人」という。
- 2 処分庁 横浜市 [redacted] 福祉保健センター長を「処分庁」という。
- 3 医療法人 [redacted] 医院を「A眼科」という。



別紙1

1 結論

本件処分は取り消されるべきである。

2 事案の概要

(1) 事案の概要

本件審査請求は、令和3年5月10日付け保護変更申請（医療扶助として色覚眼鏡の購入費用を求める内容。以下「本件申請」という。）について、同年9月21日付けで、処分庁が、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第9項において準用する同条第3項に基づき行った生活保護変更申請却下処分（以下「本件処分」という。）に対し、請求人がその取消しを求めて審査請求を行ったものである。

(2) 本件に係る法令等の規定

別紙2のとおり。

(3) 前提事実

当事者間に争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実は、以下のとおりである。

ア 請求人は、横浜市に居住し、処分庁により法に基づく保護を実施されている者である。

イ 処分庁は、法第19条第4項及び委任規則第1項第1号の規定により、保護の実施機関である横浜市長から、法第24条第1項及び第9項に規定する申請による保護の開始及び変更に関する決定及び実施について事務の委任を受けた者である。

ウ 平成25年 月 日を実施年月日として、処分庁は、請求人世帯（請求人及び長男（平成17年 月生まれ）の2人世帯）に対し、法に基づく保護を開始した。

エ 令和3年3月5日、処分庁は、請求人から電話を受け、長男がA眼科を受診したところ、赤が見えにくく、高校入学にあたって色覚レンズの眼鏡があったほうがよいと言われた、再度受診し、最終判断をもらうことになっているとの話を聴取した。

オ 令和3年3月9日、処分庁は、請求人から電話連絡を受け、長男が再度A眼科を受診したところ、やはり色覚眼鏡を作成した方がよいとの診断をもらった、サンプルをいくつかかけてみたところ良く見える、信号の色（赤）や黒板の赤色の字など見え方が全然違うため、長男も色付きにはなっても色覚眼鏡がほしいと言っている、との話を聴取した。

カ 令和3年3月10日、処分庁は、A眼科医師から、色覚レンズを使用することで赤の見え方が改善されること、信号が正しくわからないと危険であるし、高校生となり、黒板の赤いチョーク等を含め、赤の字がきちんと分かることは重要であるとの意見を聴取した。

キ 令和3年4月9日、処分庁は、A眼科医師作成に係る給付要否意見書及び色覚用眼鏡レンズ(83,200円)に係る見積書を収受した。

同給付要否意見書において、傷病名について「[REDACTED]」、傷病の程度及び給付を必要とする理由について「色覚異常の為、赤色のEdg eカラーユニバーサルデザイン支援ツール「イーガ」をかけてみてよくみえたので希望していますが一般には使えませんバリエーションを試す」として給付を要する旨の意見が示されている。

ク 令和3年4月16日、処分庁は、嘱託医から、信号がはっきり見える等、安全確保のために色覚眼鏡は必要と判断されるなどの意見を聴取した。

ケ 令和3年4月26日、処分庁は、ケース診断会議を実施し、長男の色覚眼鏡に関する治療材料特別基準の認定の可否について、[REDACTED]

[REDACTED]色覚異常もあることから、安全性の確保、向上の観点、自立助長の観点からも、特別基準の設定を認めるとの結論に至った。

コ 令和3年5月6日、処分庁は、請求人から、長男について、中学の時は赤いチョークを使用しないでもらうよう学校と話をした経緯を思い出した、おそらく小学4～5年生頃には自覚していたようであるが、年齢とともに悪化したのか、環境が変わっていったのか困るようになっていったとの話を聴取した。

サ 令和3年5月10日、処分庁は、請求人から、本件申請に係る申請書を収受した。同申請書の申請理由には、長男は、色を判別することが困難で、生活に支障をきたしているので、色覚のための眼鏡を申請したい旨が記載されていた。

シ 令和3年5月10日、処分庁は、横浜市本庁に処分庁における上記までの検討に係る請求人世帯にかかる各種資料(色覚異常、色覚眼鏡、[REDACTED][REDACTED]に関して)は次の通り)を付して協議を依頼した。

(ア)色覚異常に関する日本眼科医会発行のパンフレット、色覚異常に関する書籍(当該書籍については横浜市本庁に送付されたことの確認はできない)によれば、色覚異常について、以下の内容が確認できる。

a. 1型色覚異常の特徴

色覚異常には、2型色覚と1型色覚があり、1型色覚とは、L錐体(赤錐体)の機能不全あるいは欠損であり、特徴としては、黄緑と橙、緑と茶や灰色、青と紫、ピンクと灰色などを混同しやすい。緑は薄暗くはならない。ピンクと水色も混同しやすい。赤が薄暗く見える。

1型色覚と2型色覚との一番大きな違いは「赤」に対する明るさの感じ方であり、1型色覚の人は、赤い光や赤い物体を色覚が正常な人の10分の1位の明るさにしか感じない為、時には灰色と混同してしまう。

色覚異常の人は、日本人男性の20人に1人、日本人女性の500人に1人程度の割合であり、それほど稀なことではなく、それらのうち半数強は中等度よりも軽い程度であり、日常生活や仕事においてほとんど不便を感じないとされている。

b 色覚異常に関する検査の概要

色覚異常のスクリーニングに「石原色覚検査表」が用いられており、当該スクリーニング検査で色覚異常と判定された場合に、2型色覚と1型色覚の区別及び程度分類のため、パネルD-15テストが行われ、同テストをパスした場合は「中等度以下の異常」とであると判定される。

c 代償能力・予備機能について

色覚異常である人の程度や見え方も一様ではないため、実際に色をどう見ているのかはわからないが、色覚異常の人には見分けにくい色でも、色以外の手がかりを巧みに利用して、色を判断する能力が経験とともに備わってくる。この経験した情報を活用しながら色の判断ができるようになることを代償能力という。

ただし、代償能力は、大きな対象物をゆっくりと時間をかけて見ることができるとき、明るい環境の下で色以外の情報もたくさんあるといった良い条件がそろっている場合には発揮されやすいが、雨が降っていたり、夕暮れ時、あるいは信号が点滅しているなどの悪条件が重なると、発揮しづらくなる。

また、生物は通常、持っている能力のすべては使わずに生活しており、色覚異常があつたとしても、その人の能力を最大限活用することで、正常な人と同じように活動をすることができるともありうる。ただし、予備機能を最大限活用するということは、その分正常な人よりも精神的・肉体的に負荷が増えている状態である。

(イ) 色弱用眼鏡の機能について

上記サで請求人が購入を希望している色弱用眼鏡のパフレットによれば、色弱用眼鏡は、色覚異常について治療や矯正をするものではなく、光の性質による反射・干渉・吸収の原理を応用して色バランスを調整し、混同・誤認しやすい色の識別を補助するものであり、色の見え方に合わせた複数のタイプ・段階の商品がある。

(ウ) A眼科医師のもとにおける初診は令和元年 月 日であり、長男は、上記 の診断を受けている。

(エ)

ス 令和3年6月4日、処分庁は、横浜市本庁の依頼により、A眼科医師に再度意見を求め、次の内容の意見を聴取した。

(ア) 長男の色覚はI型であり、程度としては軽度であるが、赤と緑の区別はつかない。色覚表は読みにくい状況。

(イ) 日常生活にはあつた方がよいが、支障があるとはいえない。

(ウ) 専門科ではなく、何がどれくらい見えるのか問われても答えられないため、これ以上は専門医院の紹介をするほかない。

(エ) D-15テストはできた。

セ 令和3年6月18日 処分庁は、請求人から、長男の日常生活における色覚による支障について、ヒアリング(電話)を行い、書面に記録した。また、同書面の内容を長男とともに確認し、署名した上で返送してもらうため、請求人に送付した。

ソ 令和3年6月29日、処分庁は、請求人から、上記セの書面に確認した旨の署名及び一部加筆ある書面(以下「生活上の困難例に係る書面」といい、その内容は別紙3のとおりである。)を収受した。

タ 令和3年7月7日、処分庁は、横浜市本庁に対し、上記スの聴取内容を報告して、時期は不明であるが生活上の困難例に係る書面を送付した。

チ 令和3年7月28日、処分庁は、請求人から不便な点(PCが見づらい、携帯・スマホの赤字も見づらい。)について追加の申立を受けた。

ツ 令和3年8月24日、処分庁は、横浜市本庁が上記ス・セにより、長男に係る色弱用眼鏡レンズについて、医療局長通知第3の6(3)ア(ア)又は(ウ)に該当しないことを理由とした不承認通知を収受した。

テ 令和3年9月21日付けで、処分庁は、請求人に対し、医療局長通知第3の6(3)ア(ア)又は(ウ)に該当しないことを理由として、本件申請を却下(本件処分)した。

ト 令和3年 月 日付けで、請求人は、神奈川県知事に対し、本件処分の取消しを求めて本件審査請求を提起した。

3 審理関係人の主張の要旨

(1) 請求人の主張の要旨

次の理由により、本件処分を取り消すとの裁決を求める。

ア (長男は) 小さいうちから色弱を病院で言われていたが、成長とともに治るかもしれないと言われたため、病症名が確定するまで、色の不自由さを感じながらも生活してきた。病症が確定し、病名が付き、生活に支障をきたしている。

イ

そのため視力が落ち見づらい時もあり、請求人が今までは何色だからと教えたりすることや今よりまだ小さかったのもあり成長期頃に再検査した方が良いとの事だったのと高校に入ってから請求人が一緒にいるわけではなくなり色の分かりづらさに苦戦していること等を長男が訴えており検査をした。

先に書いた成長期に再検査すべきと言った病院と今回検査した病院が違うこと、という病気を知らない医師が検査したことをまず知ってほしい。長男の弱視は良くなってきているが色弱は良くなってきているとは言われておらず、請求人は処分庁にそう伝えていない(なぜなら、A眼科医師は、長男が過去に色弱を指摘された病院ではなく、弱視だった事も初診時に請求人が問診票に記載しただけなので、比較ができるわけではない)。

ウ A眼科医師の話で、あまり請求する人がいないため、そしてが分からないためふつうの眼鏡を作る方を先に進めた方が良いとのことだったので(勉強のため)ふつうの眼鏡をお願いした。しかし、A眼科医師から色弱の眼鏡があった方が良くはないかと再度話が出たため請求した。理由は、学校での黒板の見えづらさ、赤信号等で実際けがをしたこともあり今後もおそれがある事、また将来に向けて考えて言われたのだと思う。

エ 色弱には代用する物がない。確かに色弱では死なないかもしれないが、

直接死なないかもしれないが

間接的には事故だって起こりうる。色んな人が世の中にいる事を分かってほしい。

(2) 処分庁の主張の要旨

次の理由により、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

ア 処分庁は、請求人からの申請に基づき、給付要否意見書(治療材料)を交付し、取扱業者に所要経費概算見積の記入を受けたところ、基準額を超過するものであったため、特別基準の設定を検討することとした。

イ そこで、処分庁は、病状調査による病状確認を行い、色覚異常の検査用の眼鏡を使用したところ効果的であり、日常生活において重要であることを確認した。その上で、「信号がはっきり見える等安全のために必要と判断される。」との嘱託医協議の結果を踏まえ、ケース診断会議において、

色覚異常もあることから、安全性の確保、向上の観点、自立助長の観点からも特別基準の設定を認めることを組織的に判断している。

ウ 次に、本庁宛に協議書類を送付し、本庁からの依頼を受け、再度の病状調査を行ったところ、赤と緑の区別はつかない、D-15 テストはできた、程度としては軽度であること、日常生活にはあった方がよいが、支障があるとまでは言えないという旨をA眼科医師より確認した。この再度の病状調査の結果に加え、生活上の困難例の資料を送付しており、この手続・内容に誤りはない。

エ 処分庁は、本庁協議の結果を受けた。色弱用眼鏡レンズは、医療局長通知第3の6(3)ア(ア)における「国民健康保険の療養費の支給対象になる治療用装具」である、「小児弱視等の治療用眼鏡」及び「輪部支持型角膜形状異常眼用コンタクトレンズ」に該当しないことを確認した。また、同ア(ウ)について「障害者の日常生活および社会生活を総合的に判断するための法律第5条第24項の規定に基づく補装具、第77条の規定に基づく日常生活の便宜を図るための用具」である「矯正眼鏡」「遮光眼鏡」「弱視眼鏡」に該当しないことを確認し、医療局長通知第3の6(3)ア(ウ)により給付するにあたって「当該材料の給付によらなければ生命を維持することが困難である場合又は生命の維持に直接関係ないが、病状等の改善を図るうえで他に代わるべき方法がない場合に認めるべき(略)」の判断基準と照らして、該当しないとの結果を受けた。

オ よって、処分庁は、日常生活に著しい支障があるとは言えず、特別基準の設定の判断基準である、「生命の維持に直接関係が無くても日常生活維持していくためには、その方法以外に方法がないもの」に該当しないことを確認し、請求人への説明を行い、申請却下の判断を行っており、手続・内容に誤りはない。

- カ このように、処分庁は、法令及び関係通知等に従って、本件処分を行い、令和3年9月21日に請求人へ決定通知書を通知し、その他の点に誤りがない以上、違法又は不当となるものではない。したがって、本件審査請求の棄却を求める。
- キ 「生活上の困難例」と題する書面及び追加の病状調査の結果、本庁協議結果を踏まえ、日常生活に著しい支障があるか否かという判断であれば、日常生活に支障があることは事実であるが、著しい支障があるという判断ではない。

4 理由

(1) 法における治療材料の取扱い

ア 法及び保護基準

医療扶助として行われる給付内容には、治療材料が含まれており(法第15条第2号)、原則として現物給付によって行われるが、被保護者に対する金銭給付によって行うこともできる(法第34条第1項及び第6項)。

治療材料に係る一般基準は2万5000円以内の額とされており(保護基準一、別表第4の2の欄)、要保護者に特別の事由があつて、当該基準によりがたいときは、特別基準を定める必要がある(保護基準二)。

特別基準の設定の方法については、厚生労働大臣による個別設定の他、特定の種類の需要について、予め医療局長通知において包括設定されているものもあり、これらは福祉事務所長限りで設定できることとなる。

イ 治療材料の内容

法第15条第2号の「治療材料」の具体的な内容については、国民健康保険の療養費の支給対象となる治療用装具及び輸血に使用する生血(以上、現物給付)のほか、義肢、装具、眼鏡、収尿器、ストーマ装具、歩行補助つえ、尿中糖半定量検査用試験紙、吸引器及びネブライザー(以上、原則現物給付)が掲げられている(医療局長通知第3の6(3)ア(ア))。

国民健康保険の療養費として支給される治療用装具としての眼鏡は、小児用の弱視、斜視及び先天白内障術後の屈折矯正の治療用として用いる眼鏡及びコンタクトレンズ(9歳未満の小児のみ対象)並びに輪部支持型角膜形状異常眼用コンタクトレンズである。

ウ 眼鏡に係る給付方針

医療局長通知第3の6(3)ア(ア)にいう眼鏡については、障害者総合支援法の規定に基づく対応ができない場合で、かつ、「治療等の一環としてこれを必要とする真にやむを得ない事由が認められる場合」に限り給付する方針とされている(医療局長通知第3の6(3)ア(イ) a・b)。

上記「治療等の一環としてこれを必要とする真にやむを得ない事由が認められる場合」の解釈については、日常生活に著しい支障があると認められるときも含まれると解釈されている(医療課長通知問17の答2)。

エ 眼鏡に係る費用

医療局長通知第3の6(3)ア(ア)にいう眼鏡の費用については、原則として障害者総合支援法の規定に基づく基準の別表(以下単に「別表」という。)に定める額の100分の106に相当する額を限度とするが、「真にやむを得ない事情によりこの基準額を超えて給付する必要がある場合」には、当該材料の購入、貸与又は修理に必要な最小限度の実費とし、その額が2万5000円を超える場合であっても、特別基準の設定があったものとして取り扱って差し支えないとされている(医療局長通知第3の6(3)イ)。

上記「真にやむを得ない事情によりこの基準額を超えて給付する必要がある場合」の解釈について示している通知等は見たらない。

なお、遠近両用メガネそのものは別表に記載がないが、矯正眼鏡2個分の価格から修理基準の枠交換(1個分)の価格を除いた額を限度とし、必要最小限度の実費を認定するとされている(医療課長通知問18)。

オ 医療局長通知第3の6(3)ア(ア)に掲げる以外の治療材料についての特別基準の設定

医療局長通知第3の6(3)ア(ア)以外の材料について、治療の一環として必要とする真にやむを得ない事由が認められる場合で、当該治療材料の費用が2万5000円を超える場合は、厚生労働大臣に対して特別基準の設定につき情報提供することとされている(医療局長通知第3の6(3)ア(ウ)b)。

上記特別基準の設定の判断基準は、「生命の維持に直接関係がなくても、日常生活を維持していくためには、その方法以外に方法がないこと」であり(医療課長通知問17の答1)、本庁の嘱託医等から意見を聴取した上で給付することとされている(特別基準取扱通知1(2)、2(2)、3(1))。

なお、上記で支給する場合の費用については、最低限度の実費とされている(医療局長通知第3の6(3)イ(イ))

(2) 本件処分の適法性について

ア 本件処分は、色覚眼鏡は、医療局長通知第3の6(3)ア(ア)にいう眼鏡には該当せず、また、色覚眼鏡は、長男について、同通知第3の6(3)ア(ウ)を受けた医療課長通知問17の答1にいう「生命を維持することが困難である場合又は生命の維持に直接関係はないが、症状等の改善を図るうえで他に代わるべき方法がない場合」とは言えないとして、本件申請を却下したものである。

イ 医療局長通知第3の6(3)ア(ア)にいう眼鏡の該当性

色覚眼鏡は医療局長通知第3の6(3)ア(ア)の国民健康保険の療養費の支給対象となる治療装具には該当しない。

そして、処分庁は、医療局長通知第3の6(3)ア(ア)に列举された眼鏡について、同通知第3の6(3)ア(イ)により障害者総合支援法の規定に基づく補装具又は日常生活用具に限られると解釈しており、上記補装具又は日常生活用具には、色覚眼鏡は含まれていないことから、医療局長通知第3の6(3)ア(ア)に列举された眼鏡にも該当しないとしている。

しかし、同通知第3の6(3)ア(イ)の文言からすれば、障害者総合支援法の規定に基づく対応を受けることができない場合であることを要件としていると解するのが素直な文理解釈であり、当該場面で法に優先して活用されるべき典型的な他法を示しているに過ぎない(仮に、優先する他法の活用を示すにとどまらず、給付の対象そのものを限定する趣旨なのであれば、そのように規定するものであると解される)。

また、処分庁は、上記のように限定する解釈を取らない場合、医療局長通知第3の6(3)ア(ア)に列举された眼鏡等の治療材料に係る基準がなく判断が困難になる旨も述べている。

確かに、医療局長通知第3の6(3)ア(ア)に列举された眼鏡等の治療材料を、障害者総合支援法の規定に基づく補装具又は日常生活用具に限られないと解釈する場合、具体的なリストというような形では認められる範囲が示されないことになり、また、障害者総合支援法の規定に基づく補装具又は日常生活用具に関して作成されている費用の額の算定等に関する基準も用いることができないなど、判断が困難となるケースも想定されうところではある。

しかし、医療局長通知第3の6(3)ア(ア)の眼鏡等の治療材料の列举はもとより限定列举であり、大半は障害者総合支援法の規定に準拠して判断することができるものと解され、また、判断が困難となるケースがありうることは、同通知第3の6(3)ア(ア)の治療材料として給付を認めない理由となるものとは解されない(判断が困難である場合には、必要に応じて都道府県知事への技術的助言を求めるべきことも規定されている(同通知第3の6(3)イ(ア))。

そもそも、医療局長通知第3の6(3)ア(ア)は、医療扶助の治療材料として給付する対象となるものとして、国民健康保険の療養費の支給対象となる治療用装具及び輸血に使用する生血に加えて、眼鏡等の一部の治療材料について具体的に列举することにより、最低生活として保障されるべき日常生活を営む上で典型的に重要な器官を代替・補完する機能を有する治療材料に限定し、これらについては同通知第3の6(3)ア(イ)及びイ(ア)によりやや緩やかな基準とする(上記(1)ウ・エ参照)とする一方で、これら限定列举されていない

治療材料については同通知(ウ)、イ(イ)及び特別基準取扱通知によりやや厳しい基準とする(上記(1)オ参照)という仕組みをとっているものと解される。

そして、特段の関係通知がなく実施機関の裁量により、法により保障される最低生活の内容を具体的に判断しなければならない場面では、他法での支援の内容等を考慮することが有益でありうるとしても、既に医療局長通知等の関係通知により詳細な取扱いが定められている場合であるのに、さらに個別の実施機関の実質的な限定解釈により、被保護者の受ける保護の内容を他法での支援の内容に狭めることが許容されるとは解されない。

以上から、医療局長通知第3の6(3)ア(ア)の眼鏡は、障害者総合支援法の規定に基づく補装具又は日常生活用具に限られるものではなく、色覚眼鏡も眼鏡である以上、医療局長通知第3の6(3)ア(ア)に列挙されている眼鏡に含まれると解される。

ウ 治療等の一環としてこれを必要とする真にやむを得ない事由が認められる場合にあたるかについて

医療局長通知第3の6(3)ア(ア)の治療材料の給付について定める同通知第3の6(3)ア(イ)の「治療等の一環としてこれを必要とする真にやむを得ない事由が認められる場合」については、日常生活に著しい支障があると認められるときも含まれると解釈されている(医療課長通知問17の答2)ため、色覚眼鏡の支給がないことにより、長男の日常生活に著しい支障があると評価すべきかについて検討する。

この点、処分庁は、生活上の困難例に係る書面、長男の主治医に対する追加聴取の内容(前提事実ス)、横浜市本庁との協議結果を踏まえ、日常生活に支障はあるが、著しい支障があるという判断はしていない旨主張している(上記3(2)キ)。

確かに、A眼科医に対する追加聴取の内容によれば、長男の色覚異常の程度は軽度で、日常生活にはあったほうがよいが、支障があるとまではいえないとされており(前提事実ス)、生活上の困難例に係る書面からは、長男が、色覚異常のため視認できない情報を、他の方法により取得しようと工夫している内容が記載されていること、色覚異常はそれほど稀なことではなく、それらの半数強であるとされる中等度よりも軽い程度であれば、日常生活や仕事においてほとんど不便を感じないとされている(前提事実シ(ア)a)ことからすれば、処分庁の上記判断にも一定の根拠は認められる。

しかし、長男がカラーバリアフリーの行き届いた環境に恵まれることを想定し難く、逆に、赤色は日常的に重要・緊急の内容を伝達する際に使われる色として広く定着しており、また、眼も日常生活において、常時使用されている重要な

器官であることからすると、赤色を視認する機能は、日常生活において基本的に重要な機能であると言わざるを得ない。

そして、長男を含め色覚異常を有する者が、日常生活等において色覚異常を代替・補完するために行っていることは、代償能力や予備機能の活用である(前提事実シ(ア) c、別紙3)。そしてその実際は、I型色覚の特徴である赤色を視認する機能が損なわれていることを直接代替・補完するものではなく、色以外の情報や方法により同様の情報を取得あるいは推測する事であって、通常の視認機能に比べて、取得できる情報の正確性・即時性の点で明らかに劣り、また、天候等の本人がコントロールできない周辺環境や本人の体調不良等の影響を受けやすい不安定なものであると言わざるを得ない。

何より、長男は、

(前提事実シ(エ))、高校入学

を機に、主に親の庇護下での日常生活だったのが単独で過ごす日常生活に変化した状況(前提事実エ)を踏まえると、悪天候・体調不良等の緊急時に、重要な内容を認識できず、あるいは誤認することにより重大事故につながる危険があるなど、長男の現状の日常生活において著しい支障が生じていると評価すべきものと解される。

なお、A眼科医師も給付要否意見書においては必要であるとの意見であり、処分庁の嘱託医の意見も安全確保のために必要との意見であったのであり(前提事実エ〜ク)、処分庁がA眼科医師に追加聴取した際の「日常生活にあった方がいいが、支障があるとはいえない。」との意見については、同じ機会に「何がどれくらい見えるのが問われても答えられない」等も回答している(前提事実ス)ことからすると、軽度の色覚異常である場合の一般論を述べたものとも解され、色覚異常以外の長男の日常生活状況全般()を踏まえた意見であるのか疑義が残る。そもそもA眼科医の職責は、眼の疾患にかかわる診断・治療であるから、眼の疾患以外の長男の日常生活状況全般を踏まえた支障の有無・程度は、医師意見を参考にしつつも、それらについての情報を総合的に収集しうる処分庁が主体的に判断すべき事項である。

以上から、長男の色覚眼鏡について、「治療等の一環としてこれを必要とする真にやむを得ない事由が認められる場合」に該当すると評価すべきである。

エ 医療局長通知第3の6(3)イ(ア)の「真にやむを得ない事情によりこの基準の額を超えて給付する必要がある場合」の検討

色覚眼鏡については、障害者総合支援法の規定に基づく算定表に該当するものがなく、遠近両用メガネのように参照できる価格もない(医療課長通知問18参照)ことから、「真にやむを得ない事情によりこの基準の額を超えて給付する必

要がある場合」に準じて、購入に必要な最小限度の実費とすることになるものと解される。

また、長男に適合する色覚眼鏡は83,200円(前提事実キ)と、その額が2万5000円を超えているが、基本的には、特別基準の設定があったものとして取り扱って差し支えないものと解される(医療局長通知第3の6(3)イ)。

ただし、処分庁は、そもそも医療局長通知第3の6(3)アの眼鏡に該当するという判断をしていないことから、上記の検討そのものを行っておらず、再処分にあたり、必要に応じ都道府県知事に技術的な助言を求めた上で判断することは妨げられない。

ホ 小括

以上から、本件処分は、色覚眼鏡を医療局長通知第3の6(3)アの眼鏡に該当しないと判断し、その支給要件の検討を誤った違法があるから、取消しを免れない。

(3) 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、本件処分は取り消されるべきである。

ア 法

(医療扶助)

第15条 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

(実施機関)

第19条 (前略) 市長(中略)は、(中略)この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。(後略)

2・3 【略】

4 前3項の規定により保護を行うべき者(以下「保護の実施機関」という。)は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

5～7 【略】

(申請による保護の開始及び変更)

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。(後略)

- 一 要保護者の氏名及び住所又は居所
- 二 【略】
- 三 保護を受けようとする理由

四・五 【略】

2 【略】

3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

4 前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。

5 第3項の通知は、申請のあつた日から14日以内にしなければならない。(後略)

6～8 【略】

9 第1項から第7項までの規定は、第7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。

10 【略】

(医療扶助の方法)

第34条 医療扶助は、現物給付によつて行ふものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適當でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行ふことができる。

2～5 【略】

6 医療扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。

イ 生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日付け厚生省告示第158号。別紙1において「保護基準」という。）

一 生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の基準はそれぞれ別表1から別表8までに定めるところによる。

二 要保護者に特別の事由があつて、前項の基準によりがたいときは、厚生労働大臣が特別の基準を定める。

三 （略）

別表第1～第3 【略】

別表第4 医療扶助基準

1	指定医療機関等において診療を受ける場合の費用	生活保護法第52条の規定による診療方針及び診療報酬に基づきその者の診療に必要な最小限度の額
2	薬剤又は治療材料に係る費用 (1の費用に含まれる場合を除く。)	25,000円以内の額
3	施術のための費用	都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が施術者のそれぞれの組合と協定して定めた額以内の額
4	移送費	移送に必要な最上限額の額

別表第5～第8 （略）

ウ 生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和36年9月30日付け社発第727号厚生省社会局長通知。別紙1において「医療局長通知」という。）

第3 医療扶助実施方式

6 治療材料の給付

治療材料の給付（中略）につき申請があつた場合には、必要事項を記載した給付可否意見書（治療材料）を要保護者に交付し、すみやかに指定医療機関及び取扱業者において所要事項の記入を受け、福祉事務所長又は町村長に提出するよう指導すること。

治療材料の給付を行うに当たって留意を要する点は次のとおりであること。

(1) 給付可否意見書（治療材料）の発行

要保護者の申請に基づき、その希望を参考に取扱業者を福祉事務所において選定し、給付可否意見書（治療材料）を発行するものとするが、その際、次の点につき要保護者を指導すること。（後略）

ア 要保護者の医療を担当している医療機関において、給付可否意見書（治療材料）の所要事項の記入を受けること。

イ 福祉事務所が選定した取扱業者に所要経費概算見積の記入を受けること。（後略）

（2）給付の決定及び治療材料券の発行

治療材料の給付を決定したときは、福祉事務所長は治療材料券を要保護者に交付すること。（中略）

治療材料の給付にあたる業者は、原則として、給付可否意見書（治療材料）に記載されている取扱業者とし、これによりがたいときは、他の適当な取扱業者を福祉事務所において選定すること。

治療材料券を交付するにあたり、次の点を要保護者に指導すること。

ア 治療材料券に記載されている取扱業者から、治療材料券に記載されている方法で治療材料の給付を受けること。

イ 治療材料の給付を受けたときは、すみやかにその旨を福祉事務所長に連絡すること。

ウ 治療材料券の有効呈示期間は、発行の日から10日間であること。（後略）

（3）治療材料給付方針及び治療材料費

ア 給付方針

（ア）国民健康保険の療養費の支給対象となる治療用装具及び輸血に使用する生血は、その例により現物給付とする。

また、次に掲げる材料の範囲においては、必要最小限度の機能を有するものを、原則として現物給付によって行うものとする。ただし、吸引器及びネブライザーについては、現物給付に限ること。

義肢、装具、眼鏡、収尿器、ストーマ装具、歩行補助つえ、尿中糖半定量検査用試験紙、吸引器及びネブライザー

（イ）（ア）に掲げる材料については、次によるものとする。

a 義肢、装具、眼鏡、収尿器、ストーマ装具及び歩行補助つえについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく補装具の購入若しくは修理又は日常生活上の便宜を図るための用具の給付若しくは貸与を受けることができない場合であること。

（後略）

b 義肢、装具、眼鏡、収尿器、ストーマ装具及び歩行補助つえについては、治療等の一環としてこれを必要とする真にやむを得ない事由が認められる場合に限ること。

c～e 【略】

(ウ) (ア)に掲げる以外の材料については、それを治療の一環として必要とする真にやむを得ない事由が認められる場合は、以下により取り扱うこと。なお、当該材料が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第24項の規定に基づく補装具、第77条の規定に基づく日常生活上の便宜を図るための用具又は介護保険法第8条第12項若しくは第44条第1項の規定に基づく福祉用具である場合には、まず、それらの制度の活用を検討すること。

a 治療材料の費用(治療材料の1回の購入若しくは修理又は所要期間内の貸与につき必要とする額をいう。第3の6において以下同じ。)が2万5000円以内の場合、必要に応じて都道府県知事に技術的な助言を求めた上で給付すること。

b 治療材料の費用が2万5000円を超える場合、厚生労働大臣に対して特別基準の設定につき情報提供すること。

(エ) 治療材料の給付につき、要否の判定に疑義のある場合は必要に応じて都道府県知事に技術的な助言を求めること。

イ 費用

(ア) 治療材料の費用は、(1)のイの見積による額とし、原則として国民健康保険の療養費の例の範囲内とすること。

なお、義肢、装具、眼鏡及び歩行補助つえ(つえを除く。)の費用については、原則として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第528号)の別表に定める額の100分の106に相当する額(国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人又は民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人の設置する補装具製作施設に委託する場合の費用については、さらに100分の95を乗じた額)を限度とすること。

真にやむを得ない事情によりこの基準の額を超えて給付する必要がある場合又は尿中糖半定量検査用試験紙、吸引器、ネブライザー、収尿器、ストーマ装具若しくは歩行補助つえ(つえに限る。)を給付する場合の費用については、当該材料の購入、貸与又は修理に必要な最小限度の実費とし、その額が2万5000円を超える場合であっても、特別基準の設定があったものとして取り扱って差し支えないが、いずれの場合についても、必要に応じて都道府県知事に技術的な助言を求めること。

(イ) アの(ウ)に係る治療材料の費用は、最低限度の実費とすること。

(4) 【略】

エ 生活保護法による医療扶助の特別基準の取扱いについて(平成22年3月30日付け社保発0330第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。別紙1において「特別基準取扱通知」という。)

(前略) 特別基準の設定の手続き等を定めたので通知する。

1 対象となり得る治療等の範囲

- (1) 国民健康保険、健康保険の診療における取扱い等により難い場合
- (2) 医療扶助運営要領第3の6の(3)のアの(ア)に掲げる以外の治療材料が2万5000円を超える場合

2 特別基準の設定の判断基準

次に掲げるいずれの要件にも該当すること。

(1) 上記1の(1)の場合

- ア 生命の維持に直接関係があると認められること
- イ 他に代替できる治療法等がないこと
- ウ 研究(試験)的に用いられているものではないこと

(2) 上記1の(2)の場合

生命の維持に直接関係がなくても、日常生活を維持していくためには、その方法以外に方法がないもの

3 特別基準の設定の手続

(1) 各福祉事務所での対応

ア 特別基準の設定が必要であると思慮される場合には、(中略)必要に応じて都道府県(政令市・中核市を含む。以下同じ)本庁の嘱託医等から意見を聴取した上で給付すること。

イ 意見聴取の結果、特別基準の設定が必要であると思慮される場合には、(中略)都道府県知事(市長)あてに下記資料の提出をするものとする。

(ア)～(ク) 【略】

(2)・(3) 【略】

オ 生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について(昭和48年5月1日付け社保第87号厚生省社会局保護課長通知。別紙1において「医療課長通知」という。)

(問17) 治療材料に関し、次の2点について教示されたい。

- 1 治療材料の給付に際し、医療扶助運営要領第3の6の(3)のアの(ウ)により給付するに当たっての判断基準を示されたい。
- 2 眼鏡については、「治療等の一環としてそれを必要とする真にやむを得ないと認められるときに限ること」とされているが、日常生活に著しい支障があると認められるときも含まれると解してよいか。

(答)

- 1 当該材料の給付によらなければ生命を維持することが困難である場合又は生命の

維持に直接関係はないが、症状等の改善を図るうえで他に代わるべき方法がない場合に認められるべきであり、単なる日常生活の利便、慰安的用途等を理由としての給付は適当でない。

2 2についてはお見込みのとおりである。

(問 18) 遠近両用眼鏡については、治療等の一環としてそれを必要とする真にやむを得ない事由が認められる場合には、治療材料として給付することができることとされているが、費用の算定方法について示されたい。

(答) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成 18 年 9 月厚生労働省告示第 528 号)の別表における交付基準の矯正眼鏡 2 個分の価格から修理基準の枠交換(1 個分)の価格を除いた額を限度とし、必要最小限度の実費を認定すること。

カ 横浜市福祉保健センター長委任規則(平成 13 年横浜市規則第 111 号。別紙 1 において「委任規則」という。)

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 19 条第 4 項(中略)の規定により、次に掲げる事務は、福祉保健センター長に委任する。

1 生活保護法に関する事務

(1) 生活保護法(中略)第 24 条第 1 項及び第 9 項に規定する申請による保護の開始及び変更に関すること。

(2) ～ (23) 【略】

キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。別紙 1 において「障害者総合支援法」という。)

第 5 条 【略】

2 ～ 24 【略】

25 この法律において「補装具」とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるものをいう。

(市町村の地域生活支援事業)

第 77 条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業

二 障害者等、障害者等の家族、地域住民等により自発的に行われる障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動に対する支援を行う事業

- 三 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業（次号に掲げるものを除く。）
- 四 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち厚生労働省令で定める費用を支給する事業
- 五 障害者に係る民法（明治29年法律第89号）に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業
- 六 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、意思疎通支援（手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を支援することをいう。以下同じ。）を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業
- 七 意思疎通支援を行う者を養成する事業
- 八 移動支援事業
- 九 障害者等につき、地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

2・3 【略】

別紙3

生活上の困難例

日常生活

- ・ 衣類や靴下の見分けがしにくい。
- ・ 特に靴下のデザインなど、柄が分からなかったり、微妙な色合いが分からず、不揃いの物を履いてしまうことがある。
- ・ 衣類の柄やラインが分からないことがある。例えば、ジャージなど、ラインが入ったものは境目が分からなかったりする。特に緑や赤系の生地やデザイン。

通学・外出

- ・ 信号の色は分からないため、位置や車の流れ等、他の情報で判断している。
- ・ 
- ・ 
- ・ 特に駅構内の電子掲示板が見にくく、特に赤字はボヤッとしてはっきり見えない。事故、災害時などは特に困る。
- ・ エレベーターのボタン内の数字が分からない、セブンイレブンの模様は認識できていないなど、外界に対して、なんとなくの把握が多く、位置や感で行動している面が多い。

学校生活

- ・ 特に目の事は周囲には説明していないため、どうしても困る内容の時は、光の加減で見えにくい、見逃した等理由をつけて、周囲に聞かなければならない。
- ・ 特に実験などで、色の違いが分からないことがあり困る。例えば、赤や青の導線など。(赤とむらさきとか)
- ・ 赤いチョークは使われないが、ピンクなど他の色が見えにくい。赤ペンで自己採点して提出するような課題があったり、周囲の人たちのノート等は赤ペンを使うことが多く、共有できない。
- ・ カラー印刷の配布物が分からない点がある。例えば、小・中学校では親にプリント見てもらっていたので、支障は出なかったが、赤と青の裁縫箱の色の区別ができず、赤を選んでしまいそうになる等。
- ・ 特に絵具、クレヨン、色鉛筆など、配列ができず、順番で覚えるしかない。

その他

- ・ 特に日々、勉強も大変であるのに、色に関わる細々としたことまで覚えなければならない。
- ・ 特に見えていないものを説明することは難しい。
- ・ 特に色覚検査の文字認識の検査では、赤や緑のブロックが見えていないため、文字や数字は認識できない。

